

ごみ処理基本計画

—概要版—

令和8年3月

秩父広域市町村圏組合

1. ごみ処理基本計画策定の概要

1-1. 計画策定の目的

秩父広域市町村圏組合（以下「組合」という。）では、平成 23 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、①住民、事業者、構成市町との連携、②資源循環利用の促進、③環境負荷の低減を基本方針に掲げ、構成市町と連携して資源化の推進と適正なごみの処理・処分に努めてきました。前計画の策定から 15 年が経過し、構成市町や組合を取り巻く社会状況、組合の処理施設に求められる機能や廃棄物処理状況は大きく変化しています。

令和 6 年 8 月には第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、その中で循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進がうたわれており、一般廃棄物の減量化や適正処理の推進等に関する新たな取組目標を設定しています。令和 7 年 2 月には「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）が改訂され、新たな減量化や資源化の数値目標が示されました。

また、埼玉県は、令和 3 年 3 月に第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現に向けて施策と目標を設定しています。

このような背景から国の目指す循環経済への移行に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理・処分を計画的に実行していくために「ごみ処理基本計画」を策定します。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づいて策定するもので、組合において長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本的方向を示すものです。本計画の策定に当たっては、国、県の計画及び構成市町の総合振興計画等と整合を図ります。

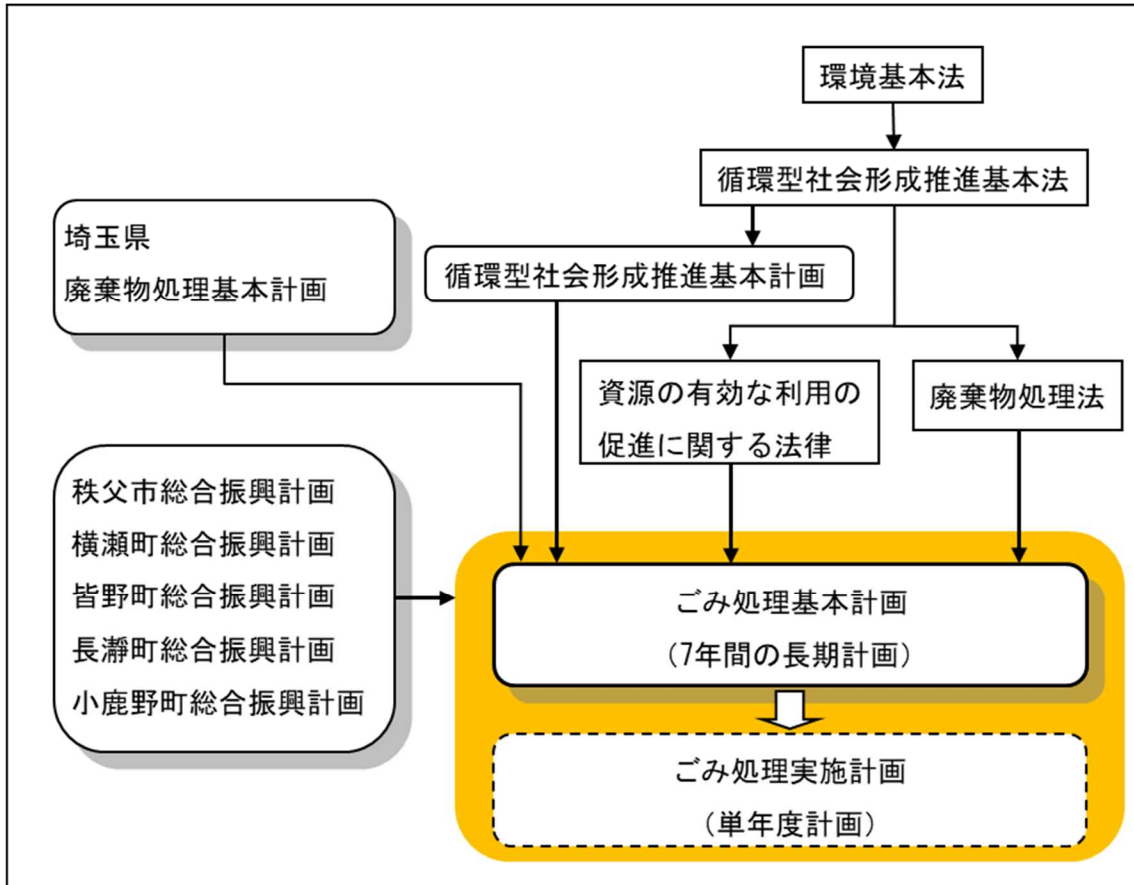


図1 ごみ処理基本計画の位置づけ

1-3. 計画の対象範囲

本計画は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町から発生する一般廃棄物（ごみ）の、収集・運搬及び処理（中間処理・最終処分・資源化）を対象とします。

1-4. 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和14年度を最終年度とする向こう7年間の長期計画とします。また、令和15年度を初年度とする次期計画では、既に策定されている組合の「し尿処理基本計画」（計画期間：令和5年度～令和14年度）と統合することとします。なお、社会経済情勢等の諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

2. ごみ処理基本計画

2-1. ごみ処理の現状と課題

① 前回計画の達成度の評価

総ごみ発生量は、目標が平成28年度において33,076tであるところ、実績は32,705tであり、目標を達成しています。

リサイクル率は、目標が平成28年度において29.7%であるところ、実績は25.0%であり、目標を達成していません。なお、リサイクル率の減少は、新聞紙・一般誌などの紙媒体の発行部数の減少やカン・ビンからプラスチック製容器包装への移行、民間の資源回収利用の増加といった要因が考えられます。

② ごみ処理フロー

収集されたごみは、ごみの種類ごとに図2に示すように資源化や処理・処分を行っています。

③ ごみ処理体制

本圏域では表1に示すとおり、ごみの発生抑制及び集団回収などのごみ減量化への支援・啓発などは、組合と構成市町が連携して行っています。排出されたごみの収集・運搬から中間処理、最終処分については、組合で総合的に行っています。

表1 ごみ処理体制

| 項目 | 主体 | 内容 |
|-----------|--------------------|----------------------------------|
| 発生抑制・減量化等 | 構成市町 秩父広域市町村圏組合 | 発生抑制に関する啓発及び集団回収等の排出抑制に関する支援・啓発等 |
| 収集・運搬 | 秩父広域市町村圏組合 | 圏域内全域での収集・運搬 |
| 中間処理 | 秩父広域市町村圏組合 | 焼却処理、資源化処理 |
| 最終処分 | 秩父広域市町村圏組合 | 最終処分場における埋立処分 |

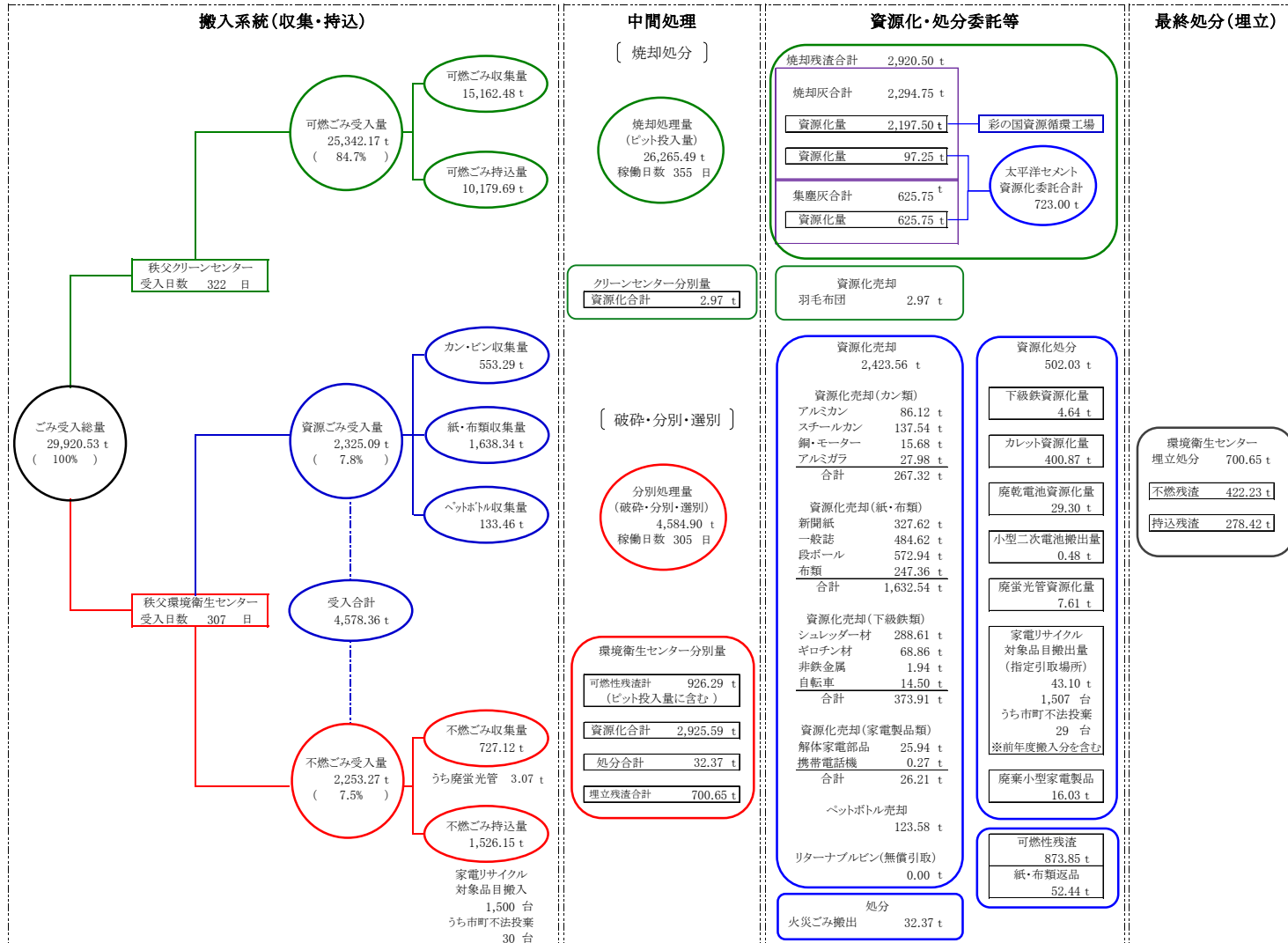


図2 ごみ処理フロー (令和6年度)

④ ごみ処理システムの評価

(1) 分別収集区分の評価

現在、8分別12種に区分して収集が実施されています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に示されている標準的な分別収集区分の類型に照らすと、類型Ⅰの分別区分にほぼ該当し、資源回収する容器包装のうちプラスチック製容器包装の分別収集が未分別であるため、類型Ⅱの達成直前という状態にあります。さらに生ごみや剪定枝、廃食用油などのバイオマス系ごみの資源化をすることによって類型Ⅲに到達します。

表2 標準的な分別区分と組合の現状

| 類型 | 標準的な分別収集区分 | | 秩父広域市町村圏組合の現状 | |
|---------------------|---------------------------------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| | | | 分別の有無 | 分別品目 |
| 類型Ⅰ | ①資源回収する容器包装 | ①-1 アルミ缶・スチール缶 | ○ | |
| | | ①-2 ガラスびん | ○ | |
| | | ①-3 ペットボトル | ○ | |
| | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む) | | ○ | |
| | ⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む) | | ○ | |
| | ⑥燃やさないごみ | | ○ | |
| | ⑦その他専用の処理のために分別するごみ | | ○ | |
| | ⑧粗大ごみ | | △ | |
| 類型Ⅱ | ①資源回収する容器包装 | ①-1 アルミ缶・スチール缶 | ○ | カン・ビン |
| | | ①-2 ガラスびん | ○ | (カン・ビン) |
| | | ①-3 ペットボトル | ○ | ペットボトル |
| | | ①-4 プラスチック製容器包装 | × | |
| | | ①-5 紙製容器包装 | ○ | (紙・布) |
| | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む) | | ○ | 紙・布 |
| | ④小型家電 | | ○ | 小型家電製品 |
| | ⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む) | | ○ | 可燃ごみ(プラスチック類含む) |
| ⑥燃やさないごみ | | ○ | 不燃ごみ | |
| ⑦その他専用の処理のために分別するごみ | | ○ | 乾電池・ライター、 蛍光管・電球 | |
| ⑧粗大ごみ | | △ | 直接搬入のみ | |
| 類型Ⅲ | ①資源回収する容器包装 | ①-1 アルミ缶・スチール缶 | ○ | |
| | | ①-2 ガラスびん | ○ | |
| | | ①-3 ペットボトル | ○ | |
| | | ①-4 プラスチック製容器包装 | × | |
| | | ①-5 紙製容器包装 | ○ | |
| | ②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ (集団回収によるものを含む) | | ○ | |
| | ③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス | | × | 秩父市において一部実施 |
| | ④小型家電 | | ○ | |
| | ⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む) | | ○ | |
| | ⑥燃やさないごみ | | ○ | |
| ⑦その他専用の処理のために分別するごみ | | ○ | | |
| ⑧粗大ごみ | | △ | | |

(2) 循環的利用と処分方法の評価

現在、焼却処理により得られる熱エネルギーは、蒸気利用による発電・暖房・給湯用に有効利用をしています。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月）に示されている適正な循環的利用・適正処分の方法に照らすと、現在実施されている分別品目については、ほぼ適正な循環的利用と適正な処分方法がとられています。なお、資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス及び粗大ごみの修理による再使用が取組まれていません。

⑤ 課題の抽出

組合におけるごみ処理の課題を抽出・整理した結果を表 3 に示します。

表 3 ごみ処理の課題

| 項目 | 課題 |
|-------------------|---|
| 発生抑制 ・ 排出抑制 | 組合における事業系ごみの占める割合は、令和 6 年度において 38%と多くを占めています。近年の事業系ごみ排出量は、不燃ごみは減少傾向にあります。可燃ごみはほぼ横ばいを示しており、発生・排出の抑制が必要です。 |
| | 組合におけるリサイクル率は、減少傾向が続いています。要因としては、新聞紙などの紙媒体の減少、ガラス容器等からプラスチック容器への移行、民間の資源回収の利用拡大などが考えられ、こういったリサイクルを取り巻く状況の変化をふまえつつ、今後よりリサイクルを推進していく必要があります。 |
| | 近年、食品ロスが国内外で大きな課題となっており、令和元年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロス削減に取り組むことが求められています。 |
| 収集 ・ 運搬 | 収集・運搬においては、今後の人口減少及び高齢化に対応した収集・運搬体制を構築する必要があります。 |
| | 令和 4 年に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、市町村には使用済プラスチック使用製品の収集や資源化などが求められています。埼玉県内では 34 市町村でプラスチック製容器包装の収集を行っています。組合では令和 7 年現在、プラスチック製容器包装の分別は未分類となっているため、収集、処理体制を整えることが課題です。ただし、秩父クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っているため、焼却しているごみ質や焼却量を勘案しながら検討をしていく必要があります。 |
| | 近年、リチウムイオン電池が原因とされる火災が社会問題となっており、組合においても有効な予防措置を講じる必要があります。 |
| 中間処理 | 秩父クリーンセンターの焼却施設は、平成 9 年に竣工してから 29 年を経過しており、平成 24～26 年には施設の長寿命化を目的として、基幹的設備改良工事を実施しました。施設の運転については順調に稼働していますが、今後も現在の処理施設を維持できるよう、再度の主要機器更新の実施を計画するとともに、新ごみ処理施設の建設を含め人口減少に対応した今後のごみ処理政策に向けた検討が必要となります。 |
| 最終処分 | 秩父環境衛生センターは平成 2 年に埋立が開始されてから 35 年が経過しています。処理施設への搬入ごみの再資源化の徹底及び焼却残渣の再資源化等に取り組んだ結果、埋立期間を令和 17 年度まで再延長することができましたが、今後更なる延命化を地域全体で図っていく必要があります。 |

2-2. ごみ処理の基本方針

① 基本理念

住民、事業者、構成市町と一体となって、清潔で快適な住み良い生活環境を維持するとともに、ごみ処理による環境負荷の低減を図り、低炭素社会及び循環型社会の形成を推進し、持続可能な社会の構築に努めます。

② 基本方針

基本理念に基づき、表4に示す基本方針に沿って本圏域におけるごみ処理に関する諸施策を展開していきます。

表4 基本方針

| 基本方針 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| ①資源循環利用の促進 | 分別収集の徹底によるリサイクルの推進はもとより、可燃ごみからのエネルギー回収、中間処理残渣の資源化など、利用可能なエネルギーや資源物を回収し、資源の循環利用に資するシステムを確立します。 |
| ②環境負荷の低減 | 周辺環境に十分配慮したごみ処理に努め、生活環境への負荷を低減するとともに、温室効果ガスの削減に努め、地球温暖化防止に寄与するごみ処理システムを構築します。 また、現有施設の適切な運転管理と計画的な維持管理により、施設の長寿命化に努めます。 |
| ③少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制の構築 | 少子高齢化や人口減少社会においても、持続可能な廃棄物の適正処理や処理体制の確保及び誰もが利用しやすいごみ収集システムの構築に向けた取組を構成市町と協議し推進します。 |
| ④住民、事業者、構成市町との連携 | ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進するためには、住民・事業者の協力が不可欠です。構成市町と連携し、住民・事業者に対して積極的な啓発を行います。 |

2-3. ごみの減量・資源化目標

① ごみの減量・資源化目標

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り再生利用していくことが求められます。そこで、本圏域におけるごみの減量化等の目標を表5のように定めます。

表5 ごみの減量・資源化目標

| 項目 | 目標 |
|------------|--|
| ごみ発生量の削減目標 | 令和14年度の総ごみ発生量を、令和6年度に対して、 23% 程度削減 |
| リサイクル率の目標 | 令和14年度のリサイクル率を、 21% 確保 |

※総ごみ発生量 = 家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量

※リサイクル率 = (資源ごみ + 集団回収 + 中間処理後資源化物) ÷ 総ごみ発生量 × 100

② 将来の予測ごみ量

令和2年度以降、総ごみ発生量は減少傾向にあります。現状のまま推移したと仮定した場合、令和14年度の総ごみ発生量は26,493 t（令和6年度比約87%）と予測されます。住民・事業者の協力のもと上記の削減目標が達成された場合は、現状のまま推移した場合より約3,000 t 少ない23,631 t（令和6年度比約77%）となります。

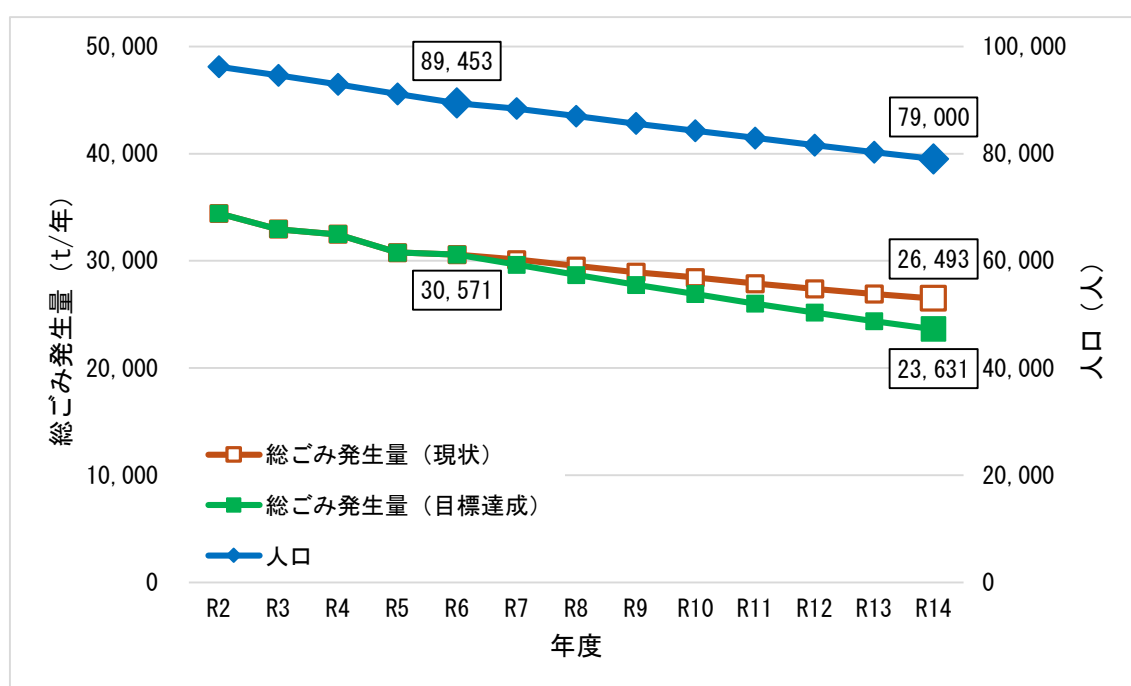


図3 現状推移と目標達成後のごみ排出量

2-4. 発生抑制・排出抑制計画

① 計画目標

ごみ処理による環境負荷を低減するために、住民・事業者の協力のもとに排出源での排出抑制を推進し、処理を必要とするごみの減量化に努めます。

また、排出源での資源ごみの分別を徹底するとともに、中間処理においても資源化の徹底を図ります。

② 組合、構成市町主体の施策の内容

発生抑制・排出抑制に対する組合と構成市町の施策を表6に示します。

③ 住民、事業者の役割

(1) 住民の役割

住民はごみの減量、資源化の推進、適正な処理に関し、次の事項に積極的に参加、協力するものとします。

- ・「もったいない」のところで、ものを大切にし、長く使うための努力
- ・再生品の使用促進、使い捨て品やレジ袋等の使用抑制
- ・集団回収の促進
- ・分別排出への協力
- ・教育、啓発活動への参画
- ・食品ロス削減の推進

(2) 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再生利用等に努めるとともに、「容器包装リサイクル法」「食品リサイクル法」等の各種リサイクル法に基づき、ごみの減量、資源化の推進に向けて、次の事項に積極的に取り組むものとします。

- ・過剰包装の抑制
- ・流通包装廃棄物、その他資源ごみ分別収集への協力
- ・使い捨て容器の使用抑制と製造事業者による自主回収、資源化の推進
- ・再生品の使用促進
- ・食品ロス削減の推進

表6 施策の内容（発生抑制・排出抑制計画）

| 主体 | 施策 | 内容 |
|------|-----------------|--|
| 組合 | ①家庭系指定ごみ袋料金の見直し | 家庭系ごみの処理手数料の見直しを検討するとともに、ごみ量が増大することのないように、市町と連携して住民への啓発を徹底します。 |
| | ②事業者に対する減量指導 | 事業系ごみの減量化への取組みを明確に位置づけ、排出抑制対策を講ずるものとします。事業系ごみの処理手数料の見直し、資源ごみ分別の徹底指導等の施策の推進により、減量化のための指導を強化します。 |
| | ③啓発活動の充実 | 住民及び各団体、生徒、児童などの施設見学者に対してごみの減量化、ごみの分別排出の徹底について、より一層の協力を要請していくものとします。また、引き続き小学生を対象とした標語募集や副読本の作成などを市町、学校等と連携して取組みます。 |
| | ④中間処理施設での再資源化 | 焼却処理残渣の全量資源化、不燃・粗大ごみ処理における資源物回収など、資源化率の向上を図るためのごみ処理システムの継続に努めます。 |
| | ⑤廃棄物減量等推進審議会等 | 一般廃棄物の減量等を審議する廃棄物減量等推進審議会の活用及び、構成市町の自治会、行政区、環境衛生推進委員等との連携により、資源の集団回収やごみの分別等への積極的取り組みを図っていきます。 |
| | ⑥ごみ分別アプリの利用推進 | 住民のごみ出しの利便性向上を目的として、スマートフォンで手軽にごみの分別や収集日について調べることが可能なごみ分別アプリ（さんあ〜る）を令和7年8月に導入しました。今後は利用者の増加に向けて広報活動を実施します。 |
| | ⑦食品ロス削減の推進 | 構成市町と協働し、住民や事業者が食品ロスの削減の必要性を理解できる啓発活動等を推進します。 |
| 構成市町 | ①集団回収の推進 | 全ての構成市町では、ごみの排出抑制及び再資源化を図るため、育成会、小中学校PTA、女性団体、環境団体等の住民団体が主体となって取組んでいる資源回収に対し報奨金の交付を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。 |
| | ②生ごみ処理機器の助成を継続 | 皆野町では、生ごみ処理機器の購入に際して補助を行っています。今後も支援制度を継続するとともに、住民に対して、より一層の協力を呼びかけていきます。 |

2-5. 収集・運搬計画

① 計画目標

本圏域から排出されるごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めるとともに、分別収集の徹底を図り、資源循環型システムの推進を目指します。

② 収集対象区域

現状のとおり、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の全域を対象とします。

③ 分別収集区分

ごみの分別区分は、現状の8分別を継続するものとします。

さらに、現在未分類であるプラスチック製容器包装の分別収集、処理体制の構築を検討します。分別収集、処理体制の構築に当たっては、秩父クリーンセンターにおいてごみの焼却エネルギーを利用した発電を行っていることを踏まえ、焼却しているごみ質や焼却量を勘案しながら検討を行います。

④ 処理手数料

(1) 家庭系ごみ

減量化と資源化の効果が後退しないように留意し、処理経費の上昇も考慮しながら、処理手数料の見直しを適宜検討します。

(2) 事業系ごみ

事業者への資源化や減量化の指導を強化していくとともに、処理経費の負担の適正化と減量化の推進に大きな効果が期待できる処理手数料の見直しを適宜検討します。

⑤ 収集・運搬方法

(1) 実施主体

基本的には現状のとおり、組合が実施主体となり、委託による収集・運搬を行っています。

(2) 方式及び機材

収集・運搬方式及び機材は、ごみの分別に対応していくものとしますが、基本的には現状のとおり、機械式圧縮・運搬車、平ボディ及びダンプトラックとします。

(3) 収集方法

現状のとおり、家庭系ごみは基本的にステーション方式とします。

(4) 収集頻度

当面のごみの収集頻度は現状のとおりとしますが、将来のごみ量の変動に応じて適宜検討していきます。

(5) 収集時間帯

収集時間帯は、現状と同様とします。

(6) 高齢者などのごみ出し支援

構成市町の福祉施策として実施する高齢者や障害のある方など、家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な住民を対象とした支援に対して、構成市町との連携を図りながら収集方法や収集頻度などの対応を進めます。

⑥ 直接搬入ごみ

事業所から排出されるごみは、事業者が自ら処理することを基本としますが、可燃ごみ、不燃ごみについては現状のとおり自己搬入または許可業者による組合施設への搬入を受け入れます。

資源ごみについては再資源化業者を紹介するなど、分別の徹底による資源化の促進による減量化の指導を強化します。

そのほか、搬入検査の強化、圏域外からの持ち込みの監視、多量排出事業者への処理計画策定の指導などにより直接搬入ごみの減量化を図ります。

2-6. 中間処理計画

① 計画目標

本圏域から排出されるごみを適正に、また安定的に処理するとともに、積極的なエネルギー回収、温室効果ガス削減などに取組み、環境負荷の少ないごみ処理に努めます。また、計画的に適切な施設の維持管理に努め、現有施設の延命化を図ります。

② 中間処理方法

可燃ごみは、焼却処理施設で焼却処理を行います。資源ごみのうち、紙・布類は民間業者の施設で選別・分別したのちに資源化業者により資源化、ペットボトルは圧縮梱包施設で圧縮梱包したのち、資源化業者による資源化をします。

不燃ごみ、資源ごみ（カン・ビン類）は破碎・選別等の処理を委託し、資源化業者による資源化をするとともに可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立て処理をします。

可燃ごみの焼却残渣は現状の全量資源化を継続し、埋立処分量の最小化に努めます。また、熱回収（発電）を積極的に行い、温室効果ガスの削減に努めます。

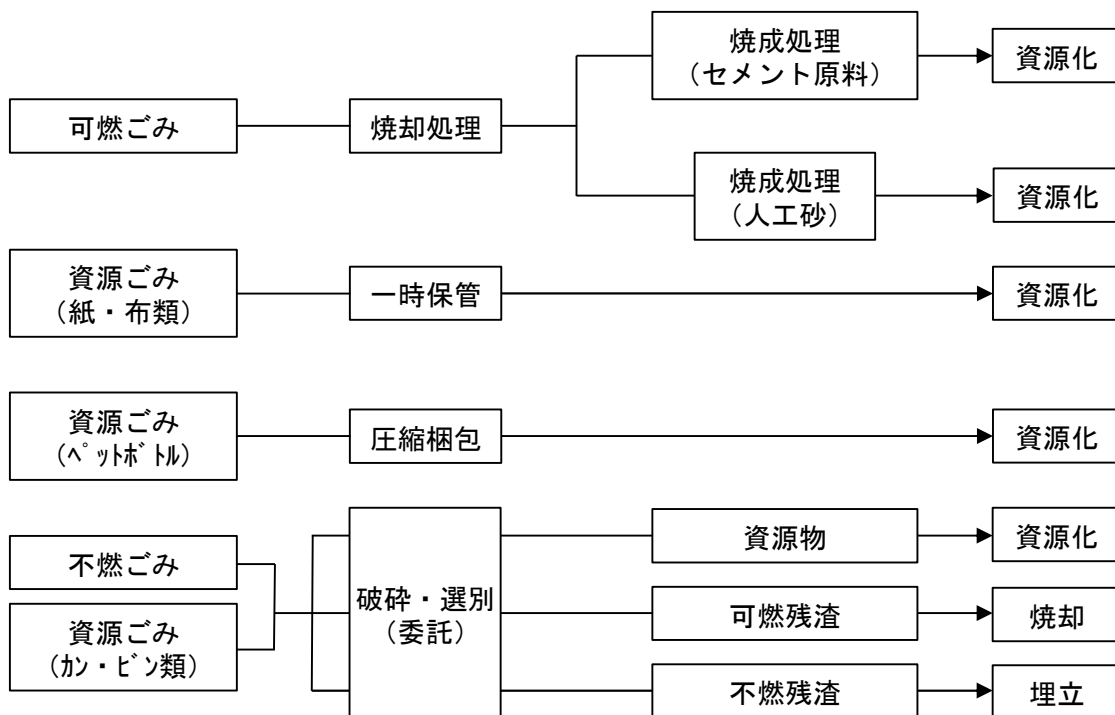


図4 中間処理方法

③ 中間処理施設の整備計画

突発的なトラブルによりごみ処理に影響が及ばないように、再度の主要機器更新の実施を計画します。機器更新に際しては、現状を維持するのみにとどまらず、積極的なエネルギー回収や温室効果ガス削減など、社会の要請に配慮した施設への進化も検討します。

また、新ごみ処理施設の建設に向けて検討を行います。

2-7. 最終処分計画

① 計画目標

中間処理後の残渣は、周辺環境へ負荷を与えないように適正に処分する必要があります。そのためには、永続的な最終処分場の確保と周辺環境に影響を与えることのないよう埋立施設の適正な管理・運営に努めます。

また、中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図るとともに、処理残渣の資源化に努め、最終処分場の延命化に努めます。

② 最終処分方法

現状どおり、埋立処分とします。

③ 最終処分対象物

埋立対象物は、原則として秩父環境衛生センターにおいて破砕処理し、資源物及び可燃物を選別した後の不燃残渣のみとします。

④ 最終処分場の延命化

秩父環境衛生センター最終処分場は令和2年に埋立期間を令和17年度まで延長しましたが、今後さらに中間処理施設でのより一層の減量化、減容化を図り、埋立期間の延長を検討します。また、排出段階での資源化・減量化の推進及び資源ごみ分別の一層の徹底を住民に働きかけていくことにより、処理対象となるごみそのものの削減等の目標達成に努めます。

2-8. その他の廃棄物対策

その他の廃棄物対策を表7に示します。

表7 その他の廃棄物対策

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|--|
| ①在宅医療廃棄物に関する対策 | これらの在宅医療に伴って発生する廃棄物の適正処理に関しては、地域の医療機関等と連携しながら処理を行います。 |
| ②プラスチック廃棄物対策 | マイバッグやマイボトルなどの利用促進、簡易包装や詰め替え製品などの環境配慮型商品の購入促進など、廃プラスチックの発生抑制のための啓発を行います。また、組合では未分類となっているプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの収集実施を検討するとともに、回収したプラスチック使用製品廃棄物をそのまま原材料にして新たなプラスチック製品を作るマテリアルリサイクルについて調査を実施し、導入の検討を行います。 |
| ③不適正処理対策 | 廃棄物の野外等での不適正な焼却などが法律（廃棄物処理法第16条の2）によって原則禁止されていることについて、構成市町との連携を図りながら住民や事業者に対する周知を徹底し、不適正処理の防止と良好な生活環境の保全に努めます。 |
| ④不法投棄対策 | 不法投棄の早期発見、防止を図るため、監視員によるパトロールやマナー向上のための啓発活動等を強化するとともに、県担当部署、市町、警察等で構成する「秩父地域不法投棄等対策会議」を活用し、不法投棄の防止に努めます。また、ボランティアによるクリーンアップへの支援を充実し、住民参加による不法投棄対策を推進します。 |
| ⑤災害時の廃棄物処理対策 | 災害時の一般廃棄物処理を円滑に実施するための相互支援について、埼玉県清掃行政研究協議会で定めている「災害廃棄物等の処理に関する相互支援要綱」、埼玉県一般廃棄物連合会との間で締結している「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」及び組合が策定した「災害廃棄物処理計画」を踏まえ、地震等の災害発生時には構成市町をはじめとした周辺地域及び埼玉県との連携体制に基づき迅速で安全な廃棄物処理に努めます。 |
| ⑥小型充電式電池の分別排出・適正処理に関する対策 | 住民に対し、火災事故を未然に防ぐために指定の方法で、かつ、他のごみと混ぜないで分別し、排出するよう周知を行います。また、火災事故防止のため、他のごみとは分けて収集し、収集後は速やかに状態の確認及び分別を行うことで安全管理に努めます。 |

2-9. 計画の進行管理

計画の進行に当たっては、行政だけでなく事業者・住民等が一体となり、それぞれの役割のもとに進めていくことが重要であり、実効性を高めるため各施策の実施状況や目標の達成状況の確認など、計画の進行管理が重要です。

個々の計画が効率的かつ効果的な成果となるよう、年度ごとに着実な進行管理を行います。